

I 北九州市公害防止条例の一部改正について(概要)

(議案第 152 号)

1 北九州市公害防止条例

本市では、戦後の経済の急拡大に伴う大気汚染や水質汚濁をはじめとした激甚な産業公害の対策として、市民の健康保護及び生活環境の保全を図るため、昭和46年10月、北九州市公害防止条例（以下「条例」という。）を制定した。条例では、市及び事業者等各主体の責務を規定するとともに、指定施設の届出制と規制基準の設定、大気汚染に係る緊急時措置など、公害関係法令を補完する内容を規定している。

2 改正の理由

(1) 新たな課題への対応

条例制定当時は問題となっていなかった建築物・工作物の解体時の石綿（アスベスト）飛散防止については、大気汚染防止法（以下「法」という。）により規制されている。令和2年の法改正により、規制対象建材の拡大、解体工事前の石綿含有調査結果の市への報告、建材の種類に応じた作業基準の遵守等が義務づけられ、規制が強化されている。しかしながら、法では、工事完了後、事業者による工事期間中の作業基準遵守状況について、市が確認するための報告義務が規定されていない。また、国が試算した令和10年頃の建築物解体件数のピークに適切に対応し、市民の更なる安全・安心を確保するため、「石綿に関する工事完了報告規定」を条例に新設するもの。

(2) 役割を終えた一部規定の整理

本市では公害規制法令や条例を一体的に運用し、様々な施策に取り組んできた結果、産業公害は克服され、ほとんどの項目で環境基準に適合する等、現在は良好な環境が保全されている。このような状況を踏まえ、制定当時は必要であったが現在では役割を終えた「市の責務規定」や現在は環境基準に十分に適合している「硫黄酸化物に関する規定」を見直すもの。

3 主な改正内容

(1) 石綿に関する規定の新設

ア 市の責務に、「石綿の飛散防止のために必要な事業の推進」を追加する。（第4条関係）

イ 石綿含有建材のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等が使用された建築物・工作物の解体等工事について、工事完了後60日以内に以下の項目を含む報告書提出を義務付ける。（第20条の2関係）

- 届出対象工事の発注者及び元請業者又は下請負人若しくは自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 届出対象工事の場所
- 特定粉じん排出等作業の種類及び実施期間
- 特定建築材料の種類
- 排出された特定粉じんの処理に関する管理責任者の氏名
- 排出された特定粉じんを運搬及び処分した者の氏名又は名称

○ 排出された特定粉じんの数量

※大気汚染防止法の「特定粉じん排出等作業実施届出」（事前届出規制）や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の「産業廃棄物管理票」に準じて設定

(2) 環境の改善に伴う規定の見直し

ア 市の責務から、次の規定を削除する。（第4条関係）

(ア) 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進

(イ) 公害防止のための施設整備等について、必要な資金の融資のあっせん

イ 硫酸化物に係る法の規制を補完する次の規定を削除する。

(ア) 法に基づく注意報発令の未然防止のため、事業者への特殊気象情報の通知及び一定濃度超過時の削減協力要請（特殊気象時：第17条、特殊気象時以外：第18条第1項）

(イ) 一定規模要件以上の事業者に対する法に基づく注意報等発令時の排出削減計画の事前届出義務（第18条第2項）及び排出削減勧告（第18条第3項）

(ウ) 一定規模要件以上の事業者に対する法に基づく自動測定装置設置義務の裾下げ規定（第19条）

(3) 経過措置

以下の経過措置を設ける。

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 施行期日

令和6年2月1日（予定）

5 スケジュール（案）

令和4年	1月	市環境審議会へ諮問
	8～9月	パブリックコメント実施
令和5年	4月	市環境審議会答申
	9月	市議会に議案上程
	10月	改正条例の議決・公布
	11月	関連団体への通知、説明会開始
令和6年	2月	改正条例施行

6 その他

条例改正に伴い同条例施行規則を改正する（主な内容は以下のとおり）。

- 石綿関連の用語についての定義の追加
- 解体等工事完了後の報告書に添付する書類の規定の追加
- 条例で削除する規定に併せた条文の整理

（問い合わせ先：環境監視課 582-2290）

Ⅱ 本城資源化センター整備・維持管理事業に係る
設計・建設工事請負契約について
(議案第164号)

- 1 工 事 名 本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事
- 2 契 約 金 額 49億7,398万円(税込)
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 工 期 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方 福岡市博多区豊一丁目9番43号
新明和工業株式会社流体事業部営業本部九州支店
支店長 西村 聡
- 6 スケジュール
- (1) 契約前
- | | |
|------------|--------------------|
| 令和5年 7月 3日 | 落札者決定 |
| 7月11日 | 基本協定締結 |
| 7月25日 | 設計・建設工事請負契約締結(仮契約) |
| 議会承認後 | 設計・建設工事請負契約締結(本契約) |
- (2) 契約後
- | | |
|---------|---------|
| 令和5～7年度 | 設計・建設工事 |
| 令和8年4月 | 供用開始 |

(問い合わせ先：施設課 582-2184)